

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の対象事業の拡充及び延長	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>過疎地域における製造業、ソフトウェア業及び旅館業に係る特別償却制度を拡充の上、3年間延長する。</p> <p>拡充：対象業種に、情報通信産業等及び農林水産物等販売業を追加する。 （情報通信産業等：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター）</p> <p>延長：3年間</p> <p>根拠法令：過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>機械及び装置（10/100） 建物及び附属設備（6/100）</p>	
	減収見込額 （平年度）	59 百万円 （1,626 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

政策目的

現行過疎地域自立促進特別措置法が平成21年度末に失効するが、失効後の立法措置の動向に対応し、新たな過疎対策に取り組む。

依然として過疎地域では高齢化の進行、若年者の流出がみられるところであり、引き続き過疎地域内に企業を誘致し、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが必要である。

また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJ1ターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる豊かな社会の実現を図ることが必要である。

施策の必要性

特例措置の適用期間が延長されることにより、引き続き過疎地域への企業や旅館等の進出が促進され、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。

過疎地域においては、雇用の機会が非常に不足し、若年層を中心とした人口減少が進んでおり、雇用の機会を確保するためには、これまでの対象事業に加え、過疎地域の地理的不利性の中でも収益を上げることが可能、かつ、雇用吸収力の高い、情報通信産業等及び農林水産物等販売業の振興が不可欠である。

情報通信産業等は、通信基盤の整備及びその利活用は、過疎地域の地理的不利性を克服する上で極めて重要であり、また、当該業種は労働集約型であることから、専門的な技術を持つ者を中心として高い雇用吸収力が認められる。これまでの対象事業に加え、過疎地域が抱える地理的不利性に関わらず競争力を持つことが可能な情報通信産業等の振興に取り組む必要がある。

農林水産物等販売業は、過疎地域で生産された農林水産物を地域外の者へ提供することにより農林水産業の振興、観光業との連携、地域間交流の推進が図られ、地域の活性化につながるものである。

要望の措置の妥当性

租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか

特例措置の適用期間が延長されることにより、引き続き過疎地域への企業や旅館等の進出が促進され、所得水準の向上と雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることが可能となる。

租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか

本措置は、過疎地域において工業用機械等を取得する際の投資負担を軽減するものであり、これにより過疎地域における企業立地が促進され、雇用の増加等につながり有効性がある。

租税特別措置等に補助金等他の政策手段と比して「相当性」が認められるか

過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において、着実に効果があると考えられる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系 における 位置付け	政策目標：国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標：離島等の振興を図る
	政策の 達成目標	地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することにより UJi ターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現にも資するものとする。 過疎地域人口（推計） 9,999 千人（平成 22 年）
	租税特別措置 の適用又は延 長期間	3 年間
	同上の期間中 の達成目標	期間中に 若者定住や UJi ターンの促進、 所得水準の向上、雇用の増大が図られることが期待される。 過疎地域人口（推計） 9,999 千人（平成 22 年）
	当該要望項目 以外の税制上 の支援措置	事業用資産の買換特例（過疎法第 29 条、租特法第 37 条及び第 65 条の 7）
	予算上の措置 等の要求内容 及び金額	なし
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	なし
これ までの租税特別 措置の適用実績 と効果に関する 事項	政策の 達成状況	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成するものと考えられる。平成 19 年度の後期（H17～H21）過疎地域自立促進計画の進捗率は実績額で都道府県が 65%（計画額 68%）で、市町村は 44%（計画額 51%）である。進捗率は着実に伸びており、過疎地域の自立促進が図られている。
	租税特別措置 の適用実績	【過去の適用実績（H18～H20）】 特別償却額 件数 H18 7,160 百万円 704 件 H19 3,965 百万円 758 件 H20 5,136 百万円 821 件

	<p>租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等</p>	<p>本制度の実績としては、平成18年度には21億円、平成19年度には11億円、平成20年度には15億円と確実な利用があり、過疎地域の所得水準の向上、雇用の増大という政策目的において、着実に効果があるといえるところである。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域の活力の低下がみられる過疎地域において、若者定住促進を中心とした産業振興に積極的に取り組むことにより、所得水準の向上と雇用の増大を図り、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化、さらには自立を促進するものとする。 また、自然に恵まれた生活空間の中での就業機会を拡大することによりUJIターン等を通じて都市住民を含め国民一般にとっても多様な居住を選択することができる、豊かな社会の実現にも資するものとする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>製造業及び旅館業の誘致育成が進展し、若者定住やUJIターンの促進、所得水準の向上、雇用の拡大が図られているところである。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和45年創設 平成2年度：旅館業（ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業）の追加。 （直近10年） 平成7年度：適用期限の5年延長要望 2年延長 平成9年度：適用期限の3年延長要望 2年延長 平成11年度：適用期限の1年延長要望 1年延長 平成12年度：適用期限の10年延長要望、ソフトウェア業の拡充要望 5年延長及びソフトウェア業の拡充 平成17年度：適用期限の5年延長要望 2年延長 平成19年度：適用期限の3年延長要望 2年延長 平成21年度：適用期限の1年延長要望 1年延長</p>